１．件　名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二発電所の設計及び工事計画変更認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更））【１３】」
２．日　時：令和５年１１月１６日（木）１０時０２分～１１時４５分
３．場　所：原子力規制庁　９階Ａ会議室（一部 TV 会議システムを利用）
４．出席者
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、
畠山安全審査官、伊藤安全審査官
原子力規制企画課　火災対策室
齋藤火災対策室長、星野室長補佐、西野室長補佐、髙橋係長

日本原子力発電株式会社：
発電管理室　部長　他９名（うち３名は TV 会議システムによる出席）

５．自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

６．その他
提出資料：
・資料１　東海第二発電所　設計及び工事計画変更認可申請書　確認事項整理表【ＳＡ変認（火災防護審査基準改正に伴う火災感知器の種別及び配置の変更）】
・資料２　東海第二発電所　設計及び工事計画変更認可申請書補足説明資料（改 13）

上記のほか、以下のホームページ掲載済みの資料を使用
・東海第二発電所　設計及び工事計画変更認可申請書　補足説明資料
（令和５年１０月１７日の審査会合資料）

以上

別紙

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから東海第 2 発電所の火砕岩シバクリタに関わる工事計画のヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:11	それでは前回のヒアリングでこちらからちょっと事実確認させていただいた点について資料充実してると思いますのでその点についてまず全体を通して、日本原燃の方から説明をいただいて、最後こちらの方からまとめて事実確認というふうに進めたいと思います。
0:00:29	日本原燃の鎌田説明をしてください。
0:00:33	次のフェーズは、
0:00:36	本日資料としまして、設置しております。
0:00:40	資料 2 学院来提供資料には、補足説明資料となっております。
0:00:45	資料 1 の確認を。
0:00:51	修正点等をですね。
0:00:55	資料 1 のやつは、
0:00:58	24 ページのところの 41 番、
0:01:09	40 番につきましては、確認事項としましてチハライント外観写真では隙間があるため、
0:01:15	側面写真等をもって、セメント等のサイドから計算値により火災を有効に感知しなさいということを、施設示すこと。
0:01:23	ということでハタとしまして、オチアイ踏まえて、火災が発生したとしても、外貨財産権災害要綱に反しがたいとかについて制限を拡大差し上げ、
0:01:33	確認をいたしました。
0:01:36	こちらは、
0:01:41	資料 2 の、
0:01:47	通しページで、57 ページ。
0:01:57	図 12 の方はですね、機能アップで囲ったところ、追加をしております。
0:02:04	まず違いの甲斐さんとしましては以前までおつけした説明、
0:02:08	保全について、緑で着色したものにつきましては、知財援助、抵抗値のため、上から二つ目の教育を別の参観及び後半で報告している。
0:02:23	また右側ですね、写真、
0:02:27	ヨーロッパ、ちなみに豊田さんと、さらに、その中の根っこ関係を拡大したものを、写真をおつけしており、
0:02:35	こちらで、知念と側面は英語

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:39	をされ、方策のうち、
0:02:45	こちらの写真に示します通り隙間は事象になっております。
0:02:49	エンジニアユニットの内部で火災が発生し、
0:02:52	外部から四半期に、
0:02:54	対応、有効に、
0:02:56	ということを、発足いたしました。
0:02:59	こちらの資料修繕は、以上でございます。
0:03:04	続きまして、資料 1－2 の事項リストの 142 番。
0:03:10	ただいま、第 14 条安全設備の硫安として、今回の申請によって、自動消火設備の起動要望を信用している、失礼しました。
0:03:21	都丸とか、明確になるよう記載を適正化する。
0:03:26	いうことで、研究者については、次回の申請によって、自動消火設備の動揺とミヨシ、
0:03:31	している経営監査について保全して、下と死別及び配置の変更の手当を確認しましたのでその旨を、補足 1 の手順の理由は、
0:03:43	こちらがこの資料に、
0:03:47	うん。
0:03:48	5 ページになります。
0:03:54	5 ページできるハッチングしたところですね、3 行目のうちのところから、種別または配置を変更する火災感知器配置。
0:04:03	一部の％、
0:04:06	ウエキ同様の火災感知器を兼用しており、ということで、記載を活性化しております。またこちらの方の、
0:04:12	三橋のところの真木のところ、なお、増設する、葛西菅
0:04:17	の営業所のスズキの児童用の感知器を有しているということで、
0:04:23	A社の方で、受いたしました。
0:04:29	また資料 1 の確認事項整理の方。
0:04:32	140－サイトウのところで、3 行目、解散とタカノとですね、シマウチで、
0:04:38	含む事項 127。
0:04:40	につきましては、
0:04:42	A3 のミシマ、
0:04:46	において引用する感知器については、
0:04:48	補足の 4、7、授業に追記していることを衛藤先生の作業の方に対応しており、
0:04:58	続きまして 143 番になります。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:01	こちらは第 15 条の遊覧予定影響の範囲を明確にすることということで、
0:05:08	販売、発電所等の影響の有無について確認をしまして、緊急時対策所建屋内廃棄物作業建屋及び、
0:05:18	その
0:05:20	の河西さん、提供していることをいう。
0:05:24	記載をいたしました。ヨシナガ先ほどの資料 2 の、
0:05:28	5 ページ。
0:05:29	になります。
0:05:32	江尻さんもそうです。
0:05:33	他発電所等の登用のところに目印をつけまして、
0:05:37	米印で、共用していく患者について明記をしております。
0:05:45	資料 1 に戻りまして、
0:05:48	3 行目からですね、確認事項ナンバー134 で、
0:05:52	相互の接続があるということで、記載をしておりましたが、確認をした結果、相互接続がないことを確認しますので、
0:06:00	確認事項の 134、回答につきましては修正をしております。
0:06:05	内川。確認事項も 22 ページ。
0:06:10	こちらのナンバー134 につきまして、赤字で記載を修正しておりますが、相互に接続することによって安全性を損なうということで、
0:06:21	回答の方、
0:06:23	適正化を行いました。
0:06:27	143。戻りまして、ナゴ期で記載しましたが、5 行目です。
0:06:32	におきましては第 1 号につきましては、
0:06:35	共用または相互に接続することによって、安全性を損なわない設計に変更がないため、
0:06:42	資料 2 の理由等ですね、こちらにつきましては、10 の記載の通りとしております。
0:06:49	続きましては、44 番になります。
0:06:53	新たに登録するについては風間。
0:06:57	管理職が影響軽減の定数の設定について変更があるのか、明記をすること。
0:07:04	いきますが、今回、
0:07:07	海岸部抜粋となり、監視の徹底を行うにあたって、
0:07:11	公認で設定をした形の閉じ込め機能を有する方及び、
0:07:17	SA施設にも設置する火災区域について確認し、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:24	新たな企画の登録によっても既工認で区域を設定し、火災防護の設計を行っており、
0:07:30	勘違い発生後、
0:07:33	影響軽減、
0:07:35	対応を行っている。
0:07:36	火災感知以外の設計については変更が生じると。
0:07:40	そのことを、資料 2 の方に反映しております。
0:07:44	資料 2 の 24 ページ。
0:07:46	なります。
0:07:55	そして、24 ページのところで、エミナカの三つ目で報告いたしました。
0:08:02	こちらで、機構によっては、
0:08:04	野瀬のちょっとご指導にかかる機能を有する機器等及び、Ssのみを接液において、
0:08:10	区域として、方法の設定を行って、今回工認では、当該火災区域を分割して、火災感知の設計を行ったところ、新たに火災区画を設定する。
0:08:21	なお、火災区画を設定した場合においても、発生防止、消火、影響軽減の制限はないということで、記載の方へ追加いたしました。
0:08:35	続きまして、確認事項 145 番になります。
0:08:40	こちらは施錠管理をする、草イクノ鍵の管理方法及び手続き方法について記載をすること。
0:08:46	こちらにつきましては資料 2 の 54 ページ。
0:08:51	ページの 54 ページの方に、
0:08:54	対応を追加しております。
0:09:05	こちらで、⑤番のところですね。
0:09:09	でも後、フジキフナノセガワやウツミて施錠管理をすることで、管理されない可燃物の持ち込みを防止する運用とする。
0:09:17	しておりますが、こちらに、工事等で、
0:09:20	当該確認させるものは、工事担当を含む
0:09:24	ヒガシを依頼し、工事担当部門は、鍵を管理する。
0:09:29	を行い、鍵を、
0:09:31	モンマアベタジリジンノ萩尾アシダ。
0:09:34	鍵の貸し出しに対しての最終転換ということを、
0:09:39	追記いたしました。
0:09:44	続きまして、確認事項、次の 25 ページ。
0:09:50	146 万となります。

※1　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※2　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:54	保全で確認事項としまして、可燃物が含まれない状態を維持できることの確認の観点から、異なる十時点検とその他、実施している地域の小澤瀬尾。
0:10:05	生活、
0:10:06	いうことで、こちらにつきましては適正化を行った箇所が資料 2 の 54 ページ。
0:10:16	こちらの⑨番のところですね。
0:10:19	運転員による設備の運転状態印象の発生の方、件数の遵守のケアへ行っており、その他に
0:10:31	この時期に実施していますということで、
0:10:34	失礼しました。
0:10:36	学校のところで、施錠管理をする、監査役の神野状態については、小牧先生の利益、確認をされることも合わせて設定をいたします。
0:10:48	続きまして確認事項の 147 番になります。
0:10:53	こちらは基本設計方針の見直し案の火災感知器を設置しない条件として、発火減及び可燃物もあって、
0:11:01	設計での対応、運用も対応を整理し、記載を適正化することということで、こちら整理したのは 44 ページの方。
0:11:30	野末のところで、整備した結果、記載の方法としまして、内部が水で満たされており、火災が発生する恐れがない火災区域火災区画は火災区画、もしくは、
0:11:41	派遣がなく、火災が発生する恐れがない定期であって、可燃物が持ち込まれないことを維持するために、施錠等による管理を行うとともに、
0:11:50	今回は作業安心による監視を行うなどの部分を、本店進めて管理する区域各
0:11:57	という 2 点を行いました。
0:12:01	整理としましてカトウマキグチですが、
0:12:05	1 年としまして非常用発電機の監視ですね、につきましては、
0:12:09	発行元となる設備が設置されておらず、
0:12:13	火災が発生する恐れがない区域で、
0:12:17	ということで設備として、
0:12:20	発生する恐れがないというものと、可燃物の観点ですね、可燃物が持ち込まれないことを維持するために、
0:12:28	施錠等による管理を行うとともに、可燃物を持ち込む場合は、作業員による、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:34	監視を行うなどの運用を、この規定に定めて、完了するという整理を行いました。
0:12:41	こちらの整理に基づきまして、
0:12:43	エコステージで 25 ページ。
0:12:53	25 ページのところで、こちらの河西半島を設置しない区域計画のところに、
0:12:58	黒の文章検討しまして、
0:13:02	同じように行っております。
0:13:08	併せてこちらの整理を踏まえて 34 ページの 34 ページ。
0:13:21	で、火災防護審査基準の内部としましてのところで火災感知等の措置としまして、内部のミツイ化される火災発生することで、
0:13:32	または発火原因がなく、施錠等により可燃物の持ち込み。
0:13:37	法律するとともに、作業員による監視等を行うことから形成管理費等を設置しない。
0:13:45	ﾋｶﾞｼﾌｸﾀﾞイトウ場所としましては、同じようにナイトウがミズタされております。鉄道のない区域、
0:13:52	もしくは、
0:13:53	必要性がない、的確であって、持ち込まないことを維持するため、定常等により管理を行う。
0:14:01	と結んだ。
0:14:11	ウタの整備を、
0:14:13	ありまして通しの 69 ページ。
0:14:15	の三瓶ホソノ方。
0:14:18	はい。しております。
0:14:25	基本的にホソノ皆さんとして同じ。
0:14:27	決まっておりますが、内部で満たされない場合も勉強されており、発生することがないといったところ、もしくは、
0:14:36	発言がうまくて火災が疇津オクデラないって結局、
0:14:40	ニワ、火災感知器を設置しない設計とする。
0:14:44	可燃物が持ち込まれないことを維持するために施錠等により、管理を行う。可燃物を持ち込む場合は、作業員による監視を行うなどの運用を保安規定に定めて管理
0:14:57	ということで、設備としての対応不要としたい。それぞれ記載、整理しまして、このような
0:15:08	その説明としては以上となります。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:13	はい。そっか。
0:15:15	ごめんなさい、続けます。
0:15:18	はい。続きまして 148 番とキクチ話だと。
0:15:22	火災感知をしない計画の樹立分について、施錠管理が有効であることを明確にすること。
0:15:31	ということで、こちらが、
0:15:34	補足の
0:15:35	資料 2 の 50、50、50 ページでございます。
0:15:51	50 ページの方で、※2 としまして、その注釈ですね、こちらのところで、巡視点検工事等で館部へ変えつつございます。
0:16:03	正常に感じる場所ではないかということで、
0:16:08	表になっているか、定常的に行われてないところで、そういうふうに、
0:16:12	またこちらを合わせて、一応の方ですね。
0:16:16	6 ページの 121 ページ。
0:16:27	121 ページの上、説明。
0:16:33	姫野柴崎山田をコマツ大雪分岐室及びハママツコンデンサ室も遵守点検コストで立ち入ることを目的とした階段であり、定常的に人が立ち入る場所、
0:16:46	日本中として、
0:16:56	またあわせてですね 123 ページの方も、同じようにツールになっておりまして、こちらも、
0:17:02	などですと吸気ファンす、排気ファンへの連絡等も一つであり、14. コウ首藤　。
0:17:14	的に人がいる場所じゃないと。
0:17:21	続きまして、149 番、タービン建屋の中二階に関する図面がないか。
0:17:29	火災感知器の配置図に記載の方に低下することは、
0:17:33	資料のページ、84 ページ。
0:17:44	こちらは消防等々で踏まえて、葛西班長、説明を行う規格の設計、
0:17:52	こちらの方に、
0:17:54	火災感知器をはじめ各としまして、中二階の方へ記載を追加しております。
0:18:03	続きまして、50 番、
0:18:05	確認事項 50 番ます。
0:18:08	元受けて、あとは可燃物なのか、関連づけの場合は金属等の人材の中のみで、取り扱うようとして確認し明確にすること。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:18	ということでこちらが僕、
0:18:21	資料 2 の 147 ページ。
0:18:25	報告しております。
0:18:37	47 ページ、1 パラグラフ目の
0:18:42	3 行目です。
0:18:43	本気のハッチング部分、なお書きで、兼用かけテストは、放射線排気を乾燥して途上に圧縮造粒したもので、硫酸アトリウムや察知等が主成分なり、不燃性物質である。
0:18:58	をいたします。
0:19:00	それはカワセ
0:19:01	140
0:19:04	同様の記載をしており、
0:19:09	続きまして、151 番、
0:19:14	階段室のように上下階が繋がっている、最後の半月
0:19:19	等も配置して、熱交換等も代表で、
0:19:24	配置の考え方を、
0:19:28	いうことでこちらの資料の 3 ページ、ページ 38 ページとなります。
0:19:48	エンドウスベン 38 ページの方で、設計の考え方を記載をしております。一部に開口があり、上下海田接続している火災区画につきましては、拡大ごとに、
0:20:00	火災区画を設定し、消防法施行規則 23 条第 4 項に基づき、面積、工事、火災感知器の個数を算定する設計としております。
0:20:11	こちらフェーズ 3 の方ですね。
0:20:13	に代表例としまして、RHR熱交換機演出を示しております。
0:20:20	右側の断面で示しします通り 3 フロアになっておりますが、
0:20:25	こちらも熱交換器が跨ぐような形となっております。こちらにつきまして、それぞれのフロアごとに督促を設定しまして、それぞれの不安に対して、
0:20:35	消防法に基づいて、感知の方、配置するような、
0:20:40	設計としております。こちらの配置の結果としまして左側の平面図に、
0:20:45	シミズ達が、
0:20:47	示す通り、会社の方へ配置をしており、
0:20:53	このような形で、さらに左上のところですね。
0:20:59	で、範囲で示しておりますがこのような関数として、エレベーターの昇降や 1 使いコウノ場所、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:06	また、壁の内階段ですね、等がありますが、
0:21:11	このうちですね、静基準に基づいて、トクマル環境施設として、ユフにつきましてはこのような示す通り、各フロアに対して火災区画を設定して、消防法施行規則に基づいて、感知の方、個数は市の方、設定しており、
0:21:29	3 行目の中段からですね、なお被災者をしておりますが、
0:21:33	消防コウノエンドウ建築基準法を踏まえて適切に干渉の区域または区画のうち、階段室やシャフト、エレベーターの昇降ロープにイシタがあるのです。
0:21:45	すべて吹き抜けとなっている途中に床のない場所。
0:21:47	につきましては、消防法の要求に従って、発生感知の経験を行っております。
0:21:57	資料の修正点の説明としましては、以上でございます。
0:22:04	うん。統計とニシウチです。
0:22:07	これから規制庁側の確認を進めていきたいと思いますが、
0:22:17	規制庁、後藤です。様々正しくハラ順番と、
0:22:22	まず冒頭、確認事項セレーションの番号で言うと、
0:22:28	本日は特に私からはないです。141。
0:22:33	この回答で、すみません、単純に、
0:22:40	スベン及び配置の変更って書いてあるんですけれど、何か設備を兼用してる感知器の中で、種別を変更するものがあるんです。
0:22:53	下の水です。諸設備を転用する中で、種別を松橋から感知器変更するものが、
0:23:03	それは
0:23:06	藤塚原っていうのは、熱は 8 メートル。
0:23:11	動けないっていう、その関係がもうここずっとですね。
0:23:17	下の三つです。その通り。
0:23:21	種別を変えたのが具体的にどれかっていうその情報はある。
0:23:41	上の三つ、
0:23:43	2 回の審査会合資料ありがとうございます。はい。
0:23:58	はいこちらも、611 ページでございます。
0:24:08	611 ページの方で、緑の枠増、
0:24:14	ちょっと違う右 3 ですね、枠で囲っている箇所がございます。
0:24:19	R3 の 1 の(1)の区画の中ですね、こちらが久米さんとしておりまして、
0:24:27	※3 のところでこちらの枠内のAの干渉て自動消火設備起動用感知器と検討するということで、おしゃれミキし、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:40	電話、朝、
0:24:42	ここは何を⑨のところですか。
0:24:47	全然のみです。ハードル 3 は、1 の（1）の⑨のところ、RSW角（1）のババ 9 のところで、
0:24:57	熱感知器がついていたのがこのオカ式に変わったとそういうことですか。
0:25:05	イデの水へと。
0:25:07	その通り。
0:25:08	はい。種別が変わったらここだけっていうんですか。
0:25:52	規制庁です。鎮目さん変わったっていうところがあり、分かれば今はとりあえずOKなんですけど、だから多分そのここですっていうのがわかるようなものを出してもらえれば十分。
0:26:03	ではなく、今、
0:26:05	答えられなければ、後ででございます。
0:26:17	てのニイヅですけど申し訳ありませんけど、確認しましたが先ほどご説明しました 3 階のところを、次の 613 ページのところ、
0:26:32	こちらもネットの方の変更をしておりまして、こちらの緑の枠で囲っている、左側のR4 の 3 の（2）インフラテストの中の、
0:26:45	⑤－1 と⑦は、
0:26:50	が同じように 9 日付、A種が、自動消火設備起動。
0:26:56	出るじゃあります。
0:27:05	やっぱり本当わかりましたっていう、
0:27:08	611 ページと 613 ページで今説明いただいたところであるだけという理解でいいですか。委員お願いします。
0:27:21	わかりました。
0:27:23	続きまして、
0:27:29	143、144 については、私からは特にないです。145 について、施錠管理の説明、
0:27:46	これ、鍵を管理する責任者は誰かっていうと、
0:27:50	鍵を管理する部門のリーダーっていうことなんですか。
0:27:59	提言の三つです。鍵を管理する部門のマネージャーに、
0:28:06	はい。
0:28:07	マネージャーっていうのは、1 人だけなんですねいっぱいです。
0:28:12	飯泉衛藤マネージャーは 1 人
0:28:16	3 社その鍵を管理する者マネージャーってのは 1 人いて、まず、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:21	全部高ところ。
0:28:22	これに関する鍵の
0:28:25	管理を、責任を負ってるってことですね。はい、わかりました。そうですね。ちょっと補足をします。江藤記者先般李の鍵であったり、今回追加する国だったりいろんな部分が、
0:28:37	ございますのでそれぞれの部門のマネージャーが各 1、
0:28:42	はいわかりました。一応状況は承知しました。
0:28:50	塗装。深澤。
0:28:52	146
0:28:57	私からは、特に 147 について確認させてください。設置しない条件のところですね。
0:29:10	今回回答をもらって、どこが、
0:29:17	業績方針見直しアノページにします。
0:29:22	資料を、
0:29:24	パワーコウノ系ですと 56 ページ。
0:29:29	等、
0:29:31	普通
0:29:35	加減がなく火災発生する恐れがない区画には設置しない設計とすると書かれていて、
0:29:46	ちょっとここの考え方だけなんですけど、このような審査会合でも言った通り、可燃物をする以上は、
0:29:56	発災が持ち込みは火災が発生する恐れがある。
0:30:00	のでばと思っていて、この、ここで書いてある 1 文目の、
0:30:07	ハッタ系なんかが火災発生する恐れがないってのは原則こうですよっていうそういう説明でよろしいですか。
0:30:17	元の日程、原則そうですよね。
0:30:21	はい。
0:30:22	わかりました。
0:30:24	その次の分なんですが、可燃物が持ち込まれないことを維持するため、施錠等の管理を行うと。で可燃物を持ち込む場合は、反省を行う。
0:30:37	5 案件定めて管理すると。
0:30:40	ちょっと、
0:30:41	ここだけ見てみると
0:30:45	加熱もつ報、
0:30:47	ムラオカも突っ込まないのか。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:50	どっちなんだっていうのがあってですね、要するに原則持ち込まないっていうのはそれは、
0:30:58	ちょっと今まで聞いてると、原則は持ち込まないでいいですよね。
0:31:05	現状ですけど原則は持ち込まない
0:31:08	はい。他分野外持ち込まないっていうのはどっかに入ってた方がいい気はします。江藤江藤状況はわかりました。それで、この、この
0:31:19	今回の見直し案の書き方だと、
0:31:24	可燃物の
0:31:26	施錠管理とカー作業に関しっていうのが、
0:31:31	どこの範囲の、フィックだけでやるのかっていうところなんですけど、何かが水で満たされているところについてもやるんですか。
0:31:47	DBの日程と内部が一定にされているところにつきましては、可燃物管理というのを考えております。
0:31:55	そうですかってことは 2 分目わあ、発見が上がってるっていう、なかなか探す恐れがない区域、区画限定なんですか。
0:32:07	原電、江藤。
0:32:10	赤木がない。高久区域区画限定で考えて、
0:32:15	はい。そうするとす。それはちょっとこの文章じゃどうもわかんないですよ。
0:32:43	いやわかるように書いてもらえばいいのかなってだけなんですけど。
0:32:53	現在のムロイでございます。今ご指摘でございますけれども、また、さっきの後ですね、一つには、もしくは前後の二つに分かれておりまして、
0:33:03	前者の方はですね、水に出されているっていう、いうところがプールの形状のところでございますけれども、
0:33:10	後者の方はそれ以外の設備が置かれているところになっておりまして、今ほどご質問いただきました、後段の文章ですね、可燃物を持ち込まれないことを維持するために施錠等により管理を行うというのは、
0:33:25	このもしくはなお後ろの方にかかっておりますので、その辺を少しわかりわかりやすくなるようにですね、記載について検討してみたいと思います。
0:33:35	以上でございます。はい、わかりました。
0:33:38	モットーはこの関連で持つと。
0:33:46	ですね、この 2 分目のところで、本点定めっていうのはここの施錠等による管理を行うっていうことも含まれてるんですかねちょっとどこまでなのかっていうのを確認したいんですけど。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:24	元の分です。衛藤。
0:34:27	本規定に定めて管理するというのは、
0:34:32	施錠管理も含めて考えて、
0:34:35	わかりました。ちょっと二分目全体がその案件定めるところですっていうところ、そういう説明です。
0:34:47	はい。終わりました。
0:34:51	売り上げ 147 関連は確かだろう。以上です。
0:34:59	ちょっと私から最後まで行きます。
0:35:03	148 の関係ですけれども、
0:35:09	今回回答で、
0:35:13	経常的に人が立っている場所ではないということが、それ自体は承知したんです。
0:35:22	ちょっと前回どういうような、
0:35:24	言い方をしてたか。
0:35:26	と思いますけど、
0:35:30	人の立ち入る頻度次第で
0:35:34	施錠管理が有効かどうかが、河辺ですかね。
0:35:40	ちょっとこの、
0:35:42	確認事項。
0:35:44	整備表のところの書き方に気になったんですが、
0:35:48	有効じゃなくなる場合があるんですか。人の立ち入る頻度って書いて。
0:36:02	出野に江藤シンボによってその流向かどうか。
0:36:07	というところは、ないと考えております。管理することでヨシカワない。もちろん、現場、
0:36:15	あ、はい。わかります。
0:36:18	はい。そうしましょう。
0:36:22	そうすると、じゃあ、次に行きます。149 番。
0:36:28	これも図面を追加してもらったことはそれはいいんですが、
0:36:37	その辺は資料 2 の、
0:36:41	4 ですから、パッケージ。
0:36:45	で、
0:36:48	相撲。
0:36:51	はい。なんかこれあったりっていうのがわかりづらいような気がして、あと、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:59	閉を感じつつ、何か赤い海田っていうのがわかるような書き方をしてもらった方がいい気がするんですが、どうでしょうか。
0:37:16	そうなんですよ。
0:37:18	うん。
0:37:27	現実でございます。
0:37:30	すいません。エレベーション等になると思います。他の図面も同じようにリレーション書いてないところがございます。それと同じように、
0:37:40	12 回というようなところで、平面図を追加しているというところ。
0:37:46	しております。
0:37:56	となりますので、それは、
0:38:02	一応確認して平面図とですね、全部確認しまして、12 回と、明記してるところには、それぞれのエレベーションを追記するようにいたします。
0:38:17	わかります。うん。
0:38:25	藤旭が次に行きますと 150 は特に私からは、はい。です。
0:38:33	151 についてなんです。はあ。
0:38:40	イトカワ学校、
0:38:43	パワポのページ数だから 25 ページです。
0:38:46	当然わたしてもらっていって、ここの説明なんですが、
0:38:59	各回ごとに火災区画を設定し、消防法施行規則に基づいて、設置していること。
0:39:09	だからもう感じここ、この熱交換器室については、
0:39:14	朝日、トナー各階ごとに、
0:39:17	半月設計してますっていう。
0:39:22	理解でよろしいですか。
0:39:25	フィルムですね。その理解で、皆さん方、はい。
0:39:30	一方で、この 72%と 25 ページのなお書きのところで、海田したソフトは、双方の余計従い発赤を行っていたって、この
0:39:43	こっちで帰ってるのはまた別の何かもしれないですけど、障防法の要件したらいいっていうのは、
0:40:01	銀聯の水ですけど、こちらにつきましては消防法等を踏まえて、別の区域、行う区域区画について記載をしておりまして、
0:40:12	階段数につきましては、
0:40:16	今回 2 種類つける階段数については、
0:40:24	アベしないっていう階段数というのがないので、すべて開口部としてあって、今回でお示ししたジェコスのような形で設計の方を考えて、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:34	思います。その上衛藤普通集会等についてはしっかりガイダンスとして見られた形で、マイナスがございますので、そこにつきましては、
0:40:46	消防法の施行規則の階段数の考え方を、
0:40:50	に基づいた設計をしております。また車等につきましてもエレベーターシャフトを
0:40:57	につきましては消防法施行規則の 23 条の方ですね、の者の考え方に基づいて、
0:41:07	感知器設計の方行って、
0:41:12	警察が消防法施行規則の海田、
0:41:16	ゴトウさんの考え方っていうのは、具体的に説明しました。
0:41:29	現在です。
0:41:30	階段室が総合施行規則 23 条 4 項、
0:41:36	記載があるのか、積極的に 15 メーターを基に、
0:41:42	野瀬し、
0:41:44	はい。
0:41:45	という記載があって、それに基づいて感じしてます。
0:41:52	8 は、当者等については、
0:41:59	23 条、
0:42:01	急に感知器を、
0:42:07	があって、
0:42:10	長文つけなさいっていうのは、工事基準書の方に記載が確かあったと。
0:42:16	で、そちらに基づいて、
0:42:19	消防法に基づいて、一種してるところについては、
0:42:25	そうですね。
0:42:28	2 種類のところで、2 種類の感知苦節で車、
0:42:35	エレベーターショップっていうのはないんで、
0:42:41	もうところの、
0:42:43	この設計、
0:43:01	コウ呉。
0:43:03	とりあえず説明。
0:43:08	電波、
0:43:09	おわかります。はい。
0:43:12	藤。
0:43:13	質問をしたいのは、結局

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:20	今回、熱交換器室のページがその代表例と先ほどおっしゃってましたけど、ほかにはあるんですか、何か同じようなところ。
0:43:36	原燃の伊勢です。
0:43:42	通しページの 38 ページの左上の図、
0:43:46	で、
0:43:46	青枠で囲った階段がコウオカベなしという曲げ、前回のヒアリングで西内さんからもありましたけど、
0:43:56	減少建屋階段。
0:43:58	後は、壁がなくて開放されているところなんで、
0:44:04	はい。
0:44:07	そこの各区画、
0:44:09	のフロアに応じて、
0:44:11	一部の開口という扱いで設計をしています。
0:44:23	はい、そうじゃん。
0:44:25	そそういう意味だと今回の熱交換器室等、今説明のあった階段室っていうのは、同じ考え方で感知器、
0:44:38	設計してますっていうそういう説明でよろしかったんですか。
0:44:42	はい。その 1、
0:44:45	はい。
0:44:49	一方統合率、
0:44:53	エレベーター昇降炉っていうのも同じですか。
0:44:58	えっとエレベーターフォローに関しましては、
0:45:02	2 種類設置する区画。
0:45:05	なお書き以降の消防法に基づいて、
0:45:13	ところにしていますので、
0:45:15	こちらは一番上の上部、
0:45:18	設置していますので、海田の話を少し補足すると、
0:45:23	八鍬岡井のところ、
0:45:26	うん。
0:45:27	うん調査てもらいました。
0:45:30	階段室。
0:45:31	読解だけ囲ってある。
0:45:35	ところになる。
0:45:38	読解の小部屋みたいな形。
0:45:42	出るような階段だけオカおった。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:45	ところがあって、そちらは障防法の中でやるっていう、
0:45:50	2 種類、
0:45:52	ね。
0:45:53	そこは、
0:45:55	藤。
0:45:57	住民に関して設置する。
0:46:06	はい。
0:46:07	うん。
0:46:08	そう。
0:46:10	多分、海田とかがいっぱいあって、
0:46:15	網羅的に挙げてくれとは言わないんですけど何か一応
0:46:22	なお書きの、
0:46:24	前の文章を、
0:46:27	2 回とそれ改革としてはこんなパターンがありますよとか、あと、なお書きの方は、がんの方はこれはもう外来室と車首藤　だけの話をしてるんです。
0:46:42	例年のイセですかね、ドナー機の方は、ここで言うと、エレベーターの昇降、あと、ちゃんと壁で囲われている階段室。
0:46:53	もう、
0:46:54	消防法に基づいて設定しています。
0:46:58	すいません、壁で囲まれているかどうか。
0:47:01	ていうのが、
0:47:03	火災感知器の置き方に関係するんでしょうか。
0:47:09	原電の伊勢です。
0:47:13	シャフトの定義が、障防法、
0:47:18	しっかり書かれていなくて、
0:47:23	立面図を示している。
0:47:24	熱交換器室の、
0:47:27	一部のところが開口になっているようなところの扱いについて、厳密に書かれていない。
0:47:35	というのがあって、
0:47:37	一方はエレベーター所フォローに、
0:47:42	アノし、一番、
0:47:44	テーマから衛藤町まで、
0:47:47	当市で、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:49	抜けているような、
0:47:51	エンドウ図のようなところに関しては、消防法の 23 条、
0:47:57	ほぼ、
0:48:01	削りそこに分け、煙感知器を使いなさいっていう記載しか、
0:48:07	いえ、
0:48:08	ちょっとうちの園としては、
0:48:10	各フロアごとに、
0:48:12	感知しつつ、
0:48:14	ここで検討しています。
0:48:20	はい。
0:48:21	そう。
0:48:24	説明をして、何となくわかったんですが、
0:48:28	やっぱりその中のどういうパターンがありますよっていう、例えば何か海田しソウノオカベ相神なしの違いもちょっと、ここの、
0:48:38	フェーズだけ見ると考え方がよくわからなくてですね、
0:48:46	上下階が接続している。
0:48:50	はい。
0:48:52	はい。
0:48:53	へえ。
0:48:54	わあ、どういう、
0:48:57	類型が、
0:48:59	ありますと、この類型についてはこうしてますっていう。
0:49:03	あったりを、
0:49:07	等、
0:49:09	できれば資料に反映してもらいたいんですがそれは可能ですか。
0:49:14	ちょっと、浅原外間ってくださいじゃちょっと変わります。一応私の、
0:49:21	確認事項整理の質問はこのぐらいなので、じゃあ、どうも私ます。
0:49:33	火災対策室のサイトウ今からお話あったところ、ちょっと整理した上でちょっとさらに確認したいと思います。
0:49:44	お願いいたします。まず、さっき今、伊東と話をしていた話は、要は防火区画がきちっと掲載できてるか形成できてないかで、
0:49:55	考え方が違いますっていう、そういう話ですね。
0:49:59	はい。そう。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:01	だから、建築基準法上の骨格が形成されてるところはそれに従ってやってます。されてないようなポイントはここで事前に示してもらっているようなところについての考え方を、
0:50:13	明示していただいた上で、
0:50:16	こういったものを、の場合にはこういう形にしています。
0:50:20	全員になるんじゃないかと思ってるんですけれども、私の理解はそうなんですけど、イシコ、そちらと認識あって、
0:50:28	連続性です。はい。大丈夫。
0:50:32	なので、今、ここの話し合った話はもうそれってきちっと定まってるという、そういう段階で、合格が形成されている場合には、
0:50:43	基づいて、合格というか、我々原子力の用語で言えば、火災区域、完全に壁で囲われているとか、
0:50:53	そういう言い方でないと話が通じないと思いますんで、書き方として、表現はすみません、少し考えていただく形になりますけど、要はそういったことを言ったり、
0:51:06	言葉っていう
0:51:08	まず、その上で、
0:51:12	ここのたばこ 25 ページ年 38 ページ。
0:51:17	右側もう、立面図で、
0:51:22	もう確認をしたいんですけどちょっと、まず事実関係として、
0:51:28	運営断面のところで、下がエレベーションで、一つ伺って二つ以下があって一番上にHatchがあるわけですけれども、
0:51:39	このハッチの面でリレーションになる。
0:51:44	エンドウです。EL14 メーター。
0:51:54	それから直質問。
0:51:57	そうだとすると、一番下がマイナスイヤーウエダというんで、全部合わせて、18 メートル、高さがあって、
0:52:09	もう、
0:52:18	ニワエレベーション。
0:52:21	いえる 14 メーターの床の厚みもある。
0:52:25	その分引いた。
0:52:27	はい。
0:52:28	だから新しく 18 メーターかはわかりました。
0:52:33	エレベーションはしゃべっています。
0:52:36	いや、大丈夫か。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:40	その上で、
0:52:43	現地
0:52:44	の扱いなんで、
0:52:46	グレージングは、この設計要員っていうのは、通常学校へ連れて言ってくる方で、
0:52:53	価格が普通形成されてないはずなんです。
0:52:57	そのグレーチングがあって、
0:52:59	拡散しているような言い方になって、
0:53:03	カーンとして取り扱っについてちょっと教えていただきます。
0:53:15	確認したいのはですね、要は
0:53:18	ここグレーチングって書いてある以上は、うちがそうです。
0:53:26	要は熱とか、ここにつけている設計上の話としてはですと、モリイをつけられていると思うんですね、もっと権利通るときに、
0:53:38	このグレーチングは、
0:53:40	要は邪魔釣り、要はそこが床面とか、天井面とかとおんなじような働きするものなのか。
0:53:48	ここを貫通するような
0:53:50	ものとして考えているのか、そこら辺が、どういう設計になってるんでしたっけっていうのを、どういうふうにとらえてるからこういう話になってるんですって話。
0:54:02	なぜ、
0:54:03	そっから確認しないとちょっと話が何かある。そっから先クト連れて行きそうな気がするんで、
0:54:09	グレーチングの床とか天井とかとしてみなしてる。それで見直して大丈夫っていうふうに考えている。
0:54:17	説明をお願いします。
0:54:30	原電の伊勢です。
0:54:33	感知器の個数を決めるにあたり、設計上、フレッチングを天井または床として見立てて、
0:54:42	設計しています。ただし、
0:54:51	各階の開口部付近、
0:54:54	2、
0:54:57	意図的に、鑑識を設置することで、
0:55:03	その吹き抜けになっている。
0:55:05	有効に感知できるという考えで、各フロアの開口部、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:14	kV三つ。
0:55:16	さらに、
0:55:17	シャフトと同じような考えで、情報も、
0:55:22	もう、
0:55:24	ただし、ここ、管理室については、一番上が発注になっているので、
0:55:31	発注予定の形で、
0:55:43	グレーチングを床転びなしているという話と、実際、グレーチングの
0:55:49	熱源がどういう挙動を示すんですかって話がずれてんじゃないかなあ。
0:55:56	そういうのは、
0:55:59	こういうのを確認したくて、dす。もしそのグレーチングの方は、
0:56:04	熱とか煙とかが通ってくるんだとすると、ここで言うとグレーチングの間に測っているのは熱交換器になって、
0:56:12	例えばですね心のウメキ熱交換器、どういった場合の、
0:56:18	煙とかとかっていうのは、どういう流路と通して、この図面でいうと、どこのエリアの感知器、
0:56:30	反応するっていうふうに考えるのか、っていうのは、多分、
0:56:35	話として、
0:56:38	浦文士さんを確認しておきたい点なん。
0:56:42	実際には、
0:56:43	要は、消防法施行規則通りにつけてますって言ったところ、ここグレーチングなわけです。
0:56:49	グレーチングがあるところについてはこういう考え方で確実に、
0:56:54	感知できる、できますっていう説明をしないと、やっぱり今の説明って成り立たないんじゃないっていうのは、
0:57:02	確認したいというような、
0:57:06	実際この熱交換器の、例えば、RDR。
0:57:12	2－2－1 のところのエリアで、もし発生した場合は、
0:57:17	これ義務ってどこの感知器で例えば、耐えられるようになるんですか。
0:57:31	要はしたとしました。
0:57:36	一番上、これ。
0:57:44	柘植でございます。
0:57:46	今の所、
0:57:47	市長のおっしゃる、見える－4 メーターのところで、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:54	図面で向こう管理にあたってじゃないんですよ。はい。この下のここのところ、例えば火災が発生したらこれどこで火アノ熱とかっていうんですかっていう。
0:58:05	反省します。
0:58:06	熱交換器自体が、燃えるものと仮定したことでいきますと、これ今中間位置になっておりますので、
0:58:16	例えば右側の壁面に行けば、当然その上に抜けていくもの、それから回り込むっていうのは発生すると思います。
0:58:25	そうしますと距離になりますけども、それぞれのフロアで、1 本抜けていくんですけども、片方片面からはまず、
0:58:34	UDと、
0:58:36	なるほど。
0:58:37	2 メーター下の床面ですね、そこの開口部の近傍につけていく乾式
0:58:43	はまず広くヒロキれるもの。
0:58:46	さらには、受け身のを読みますけども、ちょうど図一番ちょっとですね、ノムラでも拾えるんではないかというような、
0:58:58	火災対策室のさ、
0:59:01	今、そこちょうどできるって話あります。
0:59:05	そうです。田川。
0:59:07	ケーブルについては、
0:59:11	エレベーション的には多分満たせると思うんですけども、熱って本当に満たせるんですか。
0:59:19	要は、担保 1 種類の役員で多分整理したニシノ眼鏡だ。
0:59:25	熱って 8 メートルだったと思うんですけど、
0:59:28	しかもそこの間に、こういうグレーチングがもう 1 枚はっていう
0:59:33	状況の上、
0:59:35	熱って確実ニーソ、そこのものを拾うことって可能なんですかね。そこもちょっと考え方を説明してもいいですか。
0:59:46	はい。
0:59:50	原理でございます。米津につきましては、今、
0:59:55	一番下ですね。
0:59:57	このエリアの電力についております熱で、これで検知ができるものと、
1:00:06	ほぼ、
1:00:07	グレーチングの
1:00:11	例えばこの図面でいくと、左側のものだったら、今、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:16	説明、ある程度わかるんですけど、この熱交換器の例えば右側、
1:00:21	メール、右側のところから、
1:00:23	出て場合、
1:00:24	これって、そこもう、今説明した熱感知器拾える。
1:00:29	で調べるんであれば、グレーチングが何か特殊な効果を持ってそこで熱を遮断するかっていうふうになるんですけど、それはそれ、そういう認識でいいんですか。
1:00:44	原子力でございます。今熱交換器自体を可燃物というように申し上げておりますけれども、
1:00:53	アノのことはないので、そう。はい。それに対して、この壁面からですね、中央部について熱で感知するか、検知するかということを申し上げますとこのエリアですね、ここについてはさ、
1:01:07	そういった火災が発生する恐れはないと。
1:01:10	少ないというふうに我々考えておりまして、
1:01:12	例えばさ、この壁面で火災が発生した場合、
1:01:20	やはりその火災の規模によるんだと。
1:01:24	そうしますとその規模によって、熱が柱とか、県民合わせるとか、その煙に対しても、少量であれば、当然のことながら、どのエリアにおいても、現地できるかっていうと、でもいいですね、現地でも検知できるかっていうと、
1:01:37	なかなかそれは難しいものじゃないかなというふうには考えております。ですからその規模感によりますけども、現時点におきましては我々は開口部の近傍に件名として、
1:01:47	いうことで、件数を上げるという設計をしているというのは当時の今現状です。
1:01:54	火災対策室、今の説明だと、
1:01:58	消防法の考え方に言って行うのではなくって、前審査会合で説明していただいて説明された。
1:02:09	医療機関、トンネル、
1:02:11	空気の流れでもって、
1:02:14	確実に感知しますと。
1:02:16	いうやり方を、
1:02:18	ここで、結局は設計上、いや、やってて、作りかけ上層障防法の個数を満たしてるだけっていうふうにしか、
1:02:28	とらえられないんですけれども、そういう認識でいいですか。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:37	よ。
1:02:39	もうちょっと補足すると、要は主蒸気管層面指数も、あれはあくまでもセットなんだっけ。
1:02:46	権利認識のものの話で家の話でしたけれどもここは逆に煙感知器と熱感知器を使って、要は空気の流れ等、要は壁面壁面の近くで、
1:02:59	火災が発生した場合には壁面に沿って暴れまたは県民を重ねてきて、そこの場で熱や煙が拡散するもの。
1:03:09	その介護費用、
1:03:11	いうのであれば、それはその障防法農村も、
1:03:16	できるんですよってウエキアダチこと自体が障防法の話ずれてしまっているわけですから、
1:03:21	要はそこは結局、言うとって、誘導をもとに、要は給気口発行またはその県民に、
1:03:29	ベースをもとに、
1:03:35	ドイ、どんな規模のものであって、
1:03:38	確実に感知する方法をとっています。
1:03:41	いう説明をされているんだというふうに私は理解したんですけれども、その理解で正しいですか、そういう確認。
1:04:10	議事録でございます。申し訳ございません。もう一度質問。
1:04:17	江藤。もう一度、図面を見ながら確認していただければと思うんですけど、この図面、例えばA断面の図面とか言った場合、
1:04:27	今、設定
1:04:29	メンバー、床面がある方じゃなくてグレーチングがある方。
1:04:33	壁際で火災が発生した場合です。
1:04:36	今、広田さんの説明では、この煙とか熱とかが、
1:04:44	基本的に規模が大きい、大きい火災が発生すれば、
1:04:48	グレージングを超えて、
1:04:49	グレーチング上に突破して、上の方の話。
1:04:54	ハンチする。
1:04:57	いうことを説明されましたよね。それって、基本的に消防法上の消防車庫床面とか、天井面、グルーピングを見ると、
1:05:08	そうじゃないんだとすれば、基本的には、
1:05:12	空気の流れに沿って、
1:05:17	感じする。
1:05:18	いうようなやり方をこのグレーチングのある部分について、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:22	とってるっていう説明をされたんだというふうに私は理解してるんです。
1:05:26	そうだとすると、これは消防法に沿ってなくって、
1:05:32	審査会合で説明した市場期間。
1:05:36	資料 3 の入室の話と同じように空気の流れを見ながら、火災の規模、どんな火災の規模でも、とりあえず小さい規模であれば、小さい規模を火災の感知した。
1:05:49	大きい規模であれば大きい規模感というか、
1:05:53	いうようなことをこのエリア、一体としてこの確立全体として行うんだというふうに私は理解したんですけれどもその正しいですか。
1:06:31	県ヒロキでございます。はい。
1:06:33	うん。
1:06:35	一緒におっしゃられてる、その理解で合ってるとは思っております。
1:06:45	アサノ対策一緒なんですが、麻生です。要は純粋にその消防法上のものを指しているというじゃなくって、こうしたパターンがやっぱりあって、
1:06:57	そういうパターンを取る時には、空気の流れとかを使って、空気の流れ等を考慮して、
1:07:03	適切な場所があったことによって、
1:07:08	要はその障防法で求めている、最も感知し効果をねらって、効果をねらって設計してますという説明でないと、
1:07:18	話としては難しいんじゃないのかなというですね、実際に今ここで
1:07:24	左側の平面図である通りアノ海田オカベなしって書いてあるところっていうのは、おそらく同じように、
1:07:32	感知器そのものが、
1:07:35	消防についてるんだろうけれども、実際のその感じの仕方っていうのは、要はその階段室の近くに、
1:07:45	の上の方にあって、
1:07:47	赤海田の上の方にあって、それがその空気の流れやパターン疲労によって、
1:07:53	確実に監視できるような設計になって障防法とは違うけれども確実に感知できるような場所に置いているんですというような説明になるのではないかと。
1:08:05	理解し、私は理解したんですけれども、それでただ、それで正しいです。
1:08:13	現状でございます。はい。県議会で正しいと。
1:08:20	はい。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:22	そうであるんであれば、逆にそういう、要はここ、こういったところのグレーチングやってるところとか、階段。
1:08:31	やってるところについては、要はその監視の仕方たについて、空気の流れと考慮して、確実に監視できる場所に設置しているっていうような説明を、やっぱりきちっとしていただきたいと。
1:08:45	で、
1:08:46	その上で、
1:08:49	先ほどので買っていくかサイクリックカーブがきちっととれて、それでハヤシとかについては一般の方やって整理し、
1:08:59	いう形で説明されないと。
1:09:02	ここの部分、話がおかしい。
1:09:16	現在のものでございます。今ほどの最初のですねご確認事項に関してですね、ちょっと社内で確認
1:09:24	したいこともございますので、ちょっとここに参加してるメンバー或いは発電所の方で控えてるメンバーといいますけども、
1:09:33	ここにグレーチングとかを書いてありますけれども、確かに構造体としては、グレーチング
1:09:39	でカミナガ隙間があるわけですけども、私の経験、
1:09:44	感覚からいうとですね、グレーチングであっても、重要な機器があるから、
1:09:50	その上には病状のですね、ペッパーみたいのを置いて、そういうのはツーツーになってないんじゃないかと思ってるんですね、もし仮にですけども、そういうことが事実であるならば、
1:10:01	今、細田委員が議論していた、空気の流れっていうのは、阻害されるわけですので、各フロアで感知ができるんじゃないかと思うんですけども、そこの事実をですねきちんと共通認識を持たないといけないと思うんですが、
1:10:17	どなたが答える方、お願いいたします。
1:10:37	今日はこちらの下ヒロキ、
1:10:41	衛藤。
1:10:42	今の現状、現状ですね、通常運転中におきましては、タカヤの一部、養生しているところでございますけども、全面的に養生してるというような工事にはなってない。
1:10:54	これまでですね、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:56	そういう経験をしております。ただし定検時になりますと、やはりグレーチング
1:11:03	のですね、なるべく隙間をなくすということで、床、養生で作ってしまうと。
1:11:10	いうような成功になります。と申しますのは、やはりそれでは熱交換器、
1:11:17	ということもありまして建屋の設計、温度設計っていうのがございますので、
1:11:22	そういったところから、明文化していいかどうかっていうとちょっと設計を考え監視してみないとならないんですけど
1:11:31	現状そのような状況が見える。
1:11:35	今の経験はそのように、おります。
1:11:38	室井でございますが、どうも、ありがとうございました。整理すると、
1:11:43	通常の研修は、特に鉄板通り養生されてなくて、定期検査が入れば、いろんな工事も伴うので、そういった時には 1 において鉄板でやっていると、そういうのが現状だと。
1:11:58	これに関しても、
1:12:00	どうもありがとうございます。そうすると、今
1:12:04	火災防護の観点から申し上げれば、運転中、
1:12:10	の方もまた大事になってくるんで、グレーチングのまんまの状態で、今齋藤市長が
1:12:17	ご指摘あったように、
1:12:19	一番下のフロアで火災が起きたときに、
1:12:21	果たして
1:12:24	カセがですね、適切的確に感じているのかというところの説明が足らないと、こういうところに行くのかなと。
1:12:32	それで少しですね話また変わってしまうんですけれども、
1:12:36	現時点の説明といたしましては冒頭、理事の方から説明ありました通り、
1:12:42	各フロアごとに火災区画を設定して、それぞれに交換する、2 号、3 地区を設置する設計方針だということでございましたけども、
1:12:52	それに対してのグレーチングというものが存在する時においてですね、果たしていいのか。
1:12:58	さらにですね、グレーチングがゆえにですね、各区画が知られてない構造であるな、建屋構造であるならば、一番下のマイナス 4 メーターの

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:11	レベルから、一番トップのですね、PM14. ーなにがしこういった元体を超えるようなですね、一つの火災区画とみなされることになると、そうすると、
1:13:25	KMRとしても、
1:13:27	熱についてはですね、8 メーターの縛りがございますので、それに代わる感知器の設定という話も展開されるんじゃないかというふうにも思われます。そうすると、
1:13:38	じゃあどこに火災の発生を想定するのかというところからまた立ち返ってですね。
1:13:44	十分性について、きちんと整理しないといけないのかなということになるわけですが、斎藤さんのお答えになってることはよろしくお願いします。
1:13:56	浅井博士津野さんていう若干違うんですよ。かいい午後は、この火災関係はどこで火災が発生しても、
1:14:06	きちんと感知できるかっていう話がやっぱ言っても、もともとの趣旨です。だから、
1:14:12	ここで菅幹事の、
1:14:15	確実にできるようにするっていうのは、まず基本的な考え方なわけで、今、追加で確認してここの通しの 38 ページで、パワーポイント 25 ページで確認させていただいているのは、
1:14:30	それは、要は、
1:14:33	スタッフの取り方がどうという。はい。
1:14:35	こういったグレージングであるとか、あとその階段がコウヒライているようなところは、
1:14:42	消防所、その天井に単純につければいいという考え方ではやっぱり進まないところがあるんで、そこっていうのは確実にどうやって、
1:14:53	グレーチング超え超えるようなもの、またはこの階段壁なし海田って会社、ここのところを超えるような、
1:14:59	ものについて、そこで煙であるとか、熱であるとかっていうのを感じすることにしているのかと。
1:15:07	いう話を整理してくださいという話なんですね。実際には、今までの現在の説明として見たような説明をいただいているのは、
1:15:18	審査会合で説明いただいているのは主蒸気管トンネル室のところで、空気の流れを考慮して、ここで確実に感知できますというような説明をしております。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:29	なので、多分今の、今まで、現実として、ここで説明していただいた内容としては、
1:15:36	煙であるとか、熱であるとか、そういったものが火災の規模とか、火災の対応によってそこで発生したとしてもその振れ事故当たりまたはその階段に超えて上に上がってくるような場合であったとしても、確実に感知できる。
1:15:51	いうようなパターンが存在するという説明をいただいたと私は認識していて、そういったことを説明できるような、
1:15:59	パワーポイントにパワーポイントの方が基本設計方針できちっとそういったものがある場合にはそういったものを、
1:16:07	パターンをちゃんと記載してくださいということです。
1:16:11	よろしいですか。
1:16:14	現在のようでございます。齋藤さんがおっしゃってる趣旨はよく理解いたしました。検討したいと思います。
1:16:23	カドノナガエミイ。
1:16:33	できるヤマシタ、
1:16:35	河津　アノハセガワに関しましては先ほど見なきゃならないんですけども、ほぼ、津波地区っていうか関係で回ってるっていうのは、いや、
1:16:47	認識しております。ただ今、ご覧なってます我々説明資料の中で、
1:16:54	2 月期の工事基準書に基づいた管理下ですね、針の中に入っている。
1:17:00	感知器の設置が、今の市長がおっしゃるようにですね、検知性のですね、網羅性を持ってというところでいきますと、もう少し配置設計を見直す。
1:17:13	あくまでも、そういったようなところから整理をしていくものかなというところも検討の一つというように考え、
1:17:24	出されたお客室の齋藤です。
1:17:28	あくまでも、もともとこれ出版施設としてバックフィットで電力から説明いただいてる話は、背で間説明はあくまでも、
1:17:39	まずは情報行動に設置する、障防法通りに考える場合には、
1:17:43	その同等のやり方を取り上げております。そのうちの派生系の一つが火災が発生しなくてオカない場所ということで、協議とか、
1:17:53	それ以外のオク場所にあったとして、
1:17:56	障防法同時に考える場所については、当然、確実に網羅性、
1:18:00	感知できる場所があって、そこはもうすでに審査会合では 1 例。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:04	ご説明いただいたわけです。ご説明いただきましたけども、それと同等の考え方でいけるのかどうかっていうところについて、
1:18:14	きちっと明示していただきたい。
1:18:18	よろしいですね。
1:18:21	人間できればございます。承知しました。もう少し前に説明できるように、修文をですね、検討したいと思います。
1:18:30	と火災対策室で似たようなパターン。
1:18:34	もう場所、今ここでネット、今、
1:18:37	パワーポイントの 25 ページ通しの 38 ページにあるような、いわゆる今、確認させていただいたのは、相関があってグレーチングで分割されてるような場所と、それに類似したような場所として、
1:18:52	アノ海田オカベのヒトミやつがあります。
1:18:55	いうことで多分パターン統一されるだろうという話あるんですけども、2回、それ以外のパターンあるんです。
1:19:14	パターン。
1:19:20	宮野ヒロキでございます。伝播パターンにつきましては、今お見せしております、この三種類ですね。
1:19:28	こういった形状に、
1:19:32	火災対策、
1:19:33	いや、要は、確実に、
1:19:41	主蒸気管等別の話で、
1:19:46	西田海田ん、階段スペース、
1:19:49	いうものが、
1:19:50	パターンで、それ以外は触れてない。
1:19:59	ございます。はい。その今のお示ししているパターン。
1:20:04	どうもあります。
1:20:06	火災対策室を繰り返し、
1:20:09	とりあえずここの部分についての確認として、
1:20:13	あとすいません私あの最後ちょっと 1 ヶ所だけ一応確認したいと思うんですけど、ちょっと今日のお話、一番最初の調べるというところの話で、パワーポイントで言うと、
1:20:25	こうします。
1:20:31	拡大の学校関係をさしていただいてるんですけど。
1:20:37	このウツミっていうのは、今写真で言うと右側の写真も、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:42	防護柵、今回書いてある裏側のところまでずっとこういったものが続いてるっていうそういう理解でよろしいんでしょうか。
1:20:52	下の水ですけど防護柵で覆われているところもずっと、その辺は熱交換機で、オオバという形で、
1:21:02	あと御教えて欲しいのは、この左側の稚アユの外観で今中物対策カセツジエミドイの
1:21:13	負担があるように、今、示していただいていいですけども、その下の部分もこれも同じような、
1:21:19	フィーダ、
1:21:21	PTから交換機の方も、
1:21:23	何ですかね、
1:21:26	網が続いてればそんな構造になってるんでしょうか。
1:21:39	原油とじゃあ、豊田のフィンができるような構造には、天井全部天井部はなっていないんでしょうか側面がこのようなところ、学生のフィーがついているという状況。
1:21:53	火災対策、理解しました。じゃあ、ここの部分、上から覗けないっていうのは、別の何か機械とか板とかそういったものも、そもそもついていて、中身、
1:22:04	という理解でよろしいんですか。
1:22:17	日比でございます。状況につきましてのふたがついていると、担当の認定、或いはコウ市場になっているというところで、
1:22:27	ナカについては、直視ですね、が困難な構造になる。
1:22:34	浅井対策室の斉藤さんは理解できます。
1:22:38	私からは藤野理事。
1:22:45	規制庁は、別件になりますかね、齋藤さん。
1:22:52	カネダササキハヤシアリマすみません。
1:22:57	うん。
1:23:00	ちょっと質問です。
1:23:02	先ほどの、
1:23:04	38 ページを確認したいと。
1:23:08	教えてください。
1:23:11	こちらの方、整備すること。
1:23:16	えっと、四つの右下、こちらの方の平面図で、
1:23:22	熱感知器、
1:23:23	もう個数というのはこれ実際の個数と一緒になるんですか。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:26	どういうふうに、こういう算定を教えていただきたいです。
1:23:33	伊勢です。はい。
1:23:35	こちらにえる一の 8000 メーターのところですが、天井
1:23:43	の高さが読め耐火ますので、
1:23:50	としては、70 平米。
1:23:57	ということで、こちら、50 ページ、150、50.1。
1:24:04	なので、こちら熱感知器コウで、
1:24:08	十分だと。
1:24:16	火災対策室の新保です。先ほど聞いた数字ですと、4 メーター以上なのかなと思いまして、確認をさせていただきました。
1:24:27	実際風間 4 メーター。
1:24:29	ニワ。
1:24:30	ということで拝見いたしました。以上です。
1:24:37	うん。
1:24:40	世界一周地ですけど、
1:24:52	例えばRHRの熱交のところろうの話なんですけど、ちょっと頭を整理して確認をしたいんですけど。
1:25:06	煙は結局合計して 20 何でもいいんですけど、
1:25:12	まず煙かな、
1:25:16	今のところを、
1:25:19	日本原燃の方からの基本設計方針として、申請もらっていて、
1:25:26	今まで話を踏まえて多分こういうふうに見直すんだろうみたいな話がちょっとありますけども、その中だと、
1:25:32	まず消防法施行規則に基づいておく。
1:25:36	で、屋外はそもそも適用対象外なんで、別の考え方でおきます。ちゃんと網羅して、ヤノババクドウ趣旨を踏まえてですね。
1:25:46	おきます。
1:25:48	で、オカない場所はこういう考え方にします。
1:25:53	そもそも火災防護対象がないようなところについては、影響がないところについてはそもそも 1、消防法に基づきイマイ種類っていう考え方でおきます。
1:26:02	これだけですよね。
1:26:04	今の熱硬の話が、結局どれに該当するのかっていう話なんですよね。
1:26:11	ていうのをまず明確にして欲しいと。で、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:14	今の原電の説明だと、消防法施行規則通りに設置していると思ってますっていう説明なんでしたっけ。まず、
1:26:22	一番最初の、
1:26:24	であれば、まずそこの考えをしっかり共通認識を取りたいと思っていて、
1:26:30	結果的にですよ。PWRのときだと、高天井っていう条件を、要は、消防法施行規則通り置けないねっていう条件として、屋外っていうのが今回原燃の多分唯一あるだと思うんですけどね。
1:26:44	それ以外に、多分高天井っていう話とかが多分先行のPWRとか頭出て来てますと、他にもありますけど、
1:26:50	仮にここがそれに該当するんだったら、そもそもそこからしっかり整理をしなきゃいけないですよねと。要は、換地の設計フローとかそういったところからの話になりますよねと。
1:26:59	いうところなので、ちょっとよくよくしっかり共通理解終えたいなと思ってます。
1:27:04	で、
1:27:05	その上で、ちょっとまた煙の考え方なんですけどね、この熱交を例にして考えたときに、
1:27:12	火災区画別に三つありますと、一番下側の火災区画、熱交の一番下部の部分の、
1:27:18	火災区画に関してでいうと、
1:27:20	煙超えてますよねと。これは、
1:27:24	純粋に、
1:27:26	このグレーチングが一部ありますと。
1:27:29	さっき広木さんの方からも、
1:27:31	鉄板とかは、少なくとも運転中に関して別に全くあるわけではない
1:27:37	当然熱硬の周りにオオノ熱の流れを阻害しないっていう多分設計はあると思うので、加熱ヒライてるわけではないと、この状況下で、多分これは面積的には満たしてるんでしょうと。
1:27:49	ただそそういった確認はされてると思うんですけど、
1:27:52	この状態で、消防法施行規則通りにおけているっていう。
1:27:58	理解をまず原電はしている。
1:28:00	ということでいいんでしたっけ。
1:28:04	エミでのですね、こちらで消防法施行規則、
1:28:08	付けて行っていると考えております。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:11	規制庁西内です。で、先ほど齋藤室長がおっしゃった部分のちょっとソネ僕頭がついていけてないのでちょっとその、その今の現在の話についての、
1:28:21	価格確認の内容をちょっと確認したいんですけど。
1:28:24	これは消防法施行規則通りじゃないんじゃないかっていう確認はさっきされていたっていうことなんでしたっけ。それは、OKっていう上で、追加的な質問ということなんでしたっけ。
1:28:35	赤井対策費。
1:28:38	この部分について、
1:28:40	もともと障防法は、このグレーチングで書いてあるけど、
1:28:44	天井になってることを前提とした設計方針で、
1:28:49	そもそもこのグレーチングがある時点で、
1:28:53	障防法うの基本的な考え。
1:28:57	そった付けた考え方ではないですよねってことは私は
1:29:02	確認をさせていただいたつもりなんですね。今までの説明としては厳然としては、
1:29:08	障防法につけてますっていう説明なんですけれども、今確認させてもらったところだと。
1:29:14	必ずしもこのグレーチングのあるところについては、必ずしもそうでないかもしれないんで考え方を整理しますというふうに、
1:29:22	お答えいただいたというふうに私は認識し、
1:29:28	規制庁西内です。少しだけお間違いですか。
1:29:37	規制庁西内です。
1:29:41	ちょっと、あれじゃ熱硬の部分は、多分こういった同じような条件の話って先行のPWRのときにもちょっと確認をしていたことがあったので、
1:29:52	ちょっとそういったものも踏まえて、ちょっと日本原燃の方で今一度ちょっとこれが、結局その煙とか熱っていうものが消防法施行規則通りっていうふうにどういうふうに言えばいいのかどういうふうに説明できるのか。
1:30:02	どこをちょっと再度改めて整理をいただくというところをちょっとお願いをできればと思います。ちょっと今の現状だと、なかなか
1:30:12	結局煙熱それぞれが、どうどう消防法施行規則に通りに置かれているのかっていうところの情報が判然としないので、そこら辺の情報を整理して説明をいただければと思います。で、
1:30:22	これはこの１アノRHR熱交、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:27	だけ。
1:30:28	では多分なくて他には多分グレーチングとかがある、タダノ程度感はあると思うんです。
1:30:35	例えばですけどこれRHR熱交で単純に半分ぐらいだっていうふうにナカもいるので、あとは、程度感はあると思うんですけど、多分、一部に本当に一部にグレーチングある場合とかであれば、多分そもそもですね消防法施行規則、
1:30:49	の範疇と十分判断できるのとかそういう話もあるかもしれないですし、そういったところも含めてですけど、ちょっと
1:30:57	動画の方が累計して説明を、話もあったと思うんですけど、
1:31:02	うん。どう累計するかって話もありますけどね。
1:31:07	話もありますけど、基本他にグレーチング面があるような場所については、これと同じように設計しますっていうことであれば、もうこの代表例の１例だけの説明でもいいと思いますし、
1:31:18	フレッチング面はあるけど、行為別の設計の考え方ですっていうところがあればそこはまさにちょっと別の類型としてしっかり説明をいただくっていうそういうことかなと思ってます。
1:31:29	要は設計の考え方、グレーチング面の有無のたかとかによって、
1:31:35	設計の考え方が変わるんであればそこはちょっと類型化としてピックアップいただいて説明をいただく。
1:31:40	結構全部一緒であれば別にいいです。代表例として説明いただければいい。
1:31:45	というところかなと。そういう意味で言うと、Pの時とかって割と全面グレーチングの価格があったりしたんですよね。
1:31:51	全面グレーチングみたいなところは特にないって思っていいんでしたっけ。
1:31:55	たまたまだからグレーチング面がある場所としてこのRHRの熱交みたいなところが主の場所であってっていう理解で今これを出されて説明いただいてるってことでいいんでしたっけ。
1:32:05	であればちょっとそういった点も含めて類型化する必要がないんであればそれで結構ですし、そういった意味では説明をいただく、類型化する必要がないっていうのは、要は、
1:32:15	全部これと同じ考え方でやりますってそれだけの説明ですよね。はい。いただくっちゅうことだと思いますよろしくお願いします。
1:32:22	はい。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:26	ちょっと認識だけの確認なんですけどすみませんさっきちょっと私、
1:32:30	言ったように、今の原燃の設計の考え方は、消防法施行規則通りオク。
1:32:38	屋内、屋外に関しては、そもそもちょっと消防法施行規則とは別の考え方でしっかり監視できるようにおきます。
1:32:47	屋内のオカない場所っていうものもあってそれはこういう考え方でおきます。最後にそもそも火災影響受けないところとか、あとは守るべき設備が置いてないところについては、消防法とか建築基準法に基づく感知を行います。
1:33:03	大きくこの 4 パターンの考え方。
1:33:06	というふうには現状は理解をしてるんですけどまずそれはよかったですかね。
1:33:16	うん。規制庁西内ですわかりましたで、
1:33:20	これちょっと両者の確認ですけど先ほど齋藤室長おっしゃった主蒸気管トンネルの話については、この 4 パターンの話でいうと、消防法施行規則通りっていう話の場所。
1:33:31	として、考えていて、ただ、選んでる感知器の種類としてアナログ式の煙吸引式っていうものがあるので、その機器設備の能力についてちゃんとあるんだよねっていう確認を審査会合とかでも説明いただいている。
1:33:47	ていう位置付けだと私は理解してそれは、2、
1:33:50	日本原電その理解であってました。
1:33:52	現在ですねどうすんの。はい。規制庁西井です。わかりました。すいません。葛西さん同じ認識でよかったでしたっけ。ちょっと私が頭の整理されただけなんですけど。
1:34:03	それでいいですか。
1:34:04	はい。わかりました。ありがとうございます。
1:34:07	ではさっきのRHRの熱交がこの 4 パターンのドイに入るかってのをしっかり説明をいただく、新しい話があるんでは新しい話がありますとして明確に説明をいただくというところをしっかりお願いします。
1:34:17	はい。あとは、今の 4 パターンの中で、イトウの方から、一番最初の方ですかね、
1:34:26	オカない場所については、
1:34:29	そもそも原則持ち込まない話とかそういった話をちょっと確認をさせていただきましたけど、1 において記載を充実いただくのかなと思いますけど、1 個だけで結局、
1:34:38	持ち込み施錠管理については、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:42	工事、
1:34:44	部門の担当者のところに鍵を買いに、担当者とか工事部門のところに鍵を買いに行きますですよね。で、
1:34:50	その工事部門その鍵をせ、貸し出す者が、いわゆる
1:34:56	可燃物持ち込む時の措置。
1:34:58	とか、そういったところまで確認するかっていうと、多分まだ具体的な対応はこれから本って多分やられると思うんでその中でも決めていくんだと思うんですけど、その者がやるか、もしくは、
1:35:09	火災関係の責任者の防災課長とかそういったところの別の者と連携して、組織としてその確認をする体制をとろうと思っている。
1:35:17	要は、可燃物の持ち込み可燃物を持ち込む時の措置の話ですね。
1:35:21	というようなイメージでよかったですかねそういう理解で。
1:35:33	その認識。
1:35:36	はい。瀬下ニシウチですわかりました施錠管理の時に、よければもう鍵化して持ち込む。
1:35:46	ていう時に、その持ち込む時の措置、可燃物に関する措置とかについては、こういうふうに確認しよう連携して確認しようと思っているっていう話が現状
1:35:57	あくまで確定的なことじゃなくて結構ですね考え方としてちょっと記載を充実いただいてもいいですか。
1:36:04	そうですね。
1:36:15	23 年現在のようでございますが、今の
1:36:19	ですね、資料で申し上げますと、現状はこの 41、54 ページだと思いますが、
1:36:28	タナハシにつきましては⑤番でございます。二つございますけども、その中で、そのカネオカした時に溜めると申し込む稼動計画っていうお話でございましたが、これはどちらかというと③、③まで開けておりますので、
1:36:45	対応しており、
1:36:51	いや、いかない。
1:36:57	規制庁西内です。わかりましただから、まずヶ年岡山さんは、可燃物を持ち込む話の措置は③でちゃんとやります。⑤の施錠管理についてこういう体制であります。
1:37:11	別に施錠管理の申請が、まず鍵海田イデスっていう申請があったときに、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:18	あったことを踏まえて、じゃあそれ可燃物を持ち込むのとかそういう流れではなくて、そもそも可燃物持ち込む時にはそういう申請をちゃんとしてくださいねっていう、いう周知をちゃんとしようとしている。
1:37:28	ということですかね。
1:37:30	全然ムロイでございます。そういうことでございます。
1:37:34	はい。規制庁西内ですわかりました。若干細かい話ですけど、どこまでやるかって話あると思うんですけど実際実際の運用のときに、要は可燃物申請がされてなくて、
1:37:45	鍵だけ貸し出し萎縮するようなことが、要は、そっちをちょっと抜けてましたみたいなことが、どうやって防止するのかっていう意味では、鍵を貸し出す者と、可燃物管理する者の連携っていうのも一つかなと思いますし、
1:37:59	そもそもですけどそういったことを機にちょっと周知徹底するっていうのがまず前提にあると思うので、どこまでやるかはちょっと最後具体的な話になってくると思うので、それは今後の後段の必要があれば運用の方でというところでの説明しっかりいただければと思います。
1:38:13	の考え方を書きました。
1:38:15	はい、わかりました。
1:38:18	ちょっと、ここまで規制庁側からあと何か追加で確認とかありますでしょうか。
1:38:24	よろしいですか。その話をする。あれ、やろうとしないだっけ。最近の話、製造部。
1:38:34	アクセスはウタ。
1:38:35	それを相殺。
1:38:45	サイトウです。私から言うか、1 点確認したいと思います。まず一つ
1:38:53	施錠管理の関係なんですけれども、いくつか、今まで製造していなかったところを施錠するということになるわけですけど、おそらく影響しないかなと思いつつ
1:39:07	SAの時のアクセスルートとかには、影響しません。はい。ちょっと通過しないから回答をお願いいたします。
1:39:19	はい。
1:39:21	なし。
1:39:23	リストを見ればさ、
1:39:35	所長。
1:39:37	何だか抜けてる話で、先の方で言ってるからですね。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:52	して、
1:40:04	理念のベップアクセスルートと影響があるところは、
1:40:10	はい。設備等です。わかりました。それからもう 1 点、またちょっと別の話なんですが、
1:40:17	最近、東海第 2、結構火災のトラブルが起きてますね。そこにちょっと 1 個だけ。ところがですね、照明、安定的神戸が扱った件について、
1:40:30	これは
1:40:33	要するにその他下がそう、これが上を掃除させる火災が起きたのは、照明電源が入っている状態の時だったのかそれとも照明電源。
1:40:45	切れてる状態にあったのかっていうのは、情報あればお願いします。
1:40:52	5 ヶ所ございます。
1:40:53	発見したときは、電源が切れてました。
1:40:58	それは電源が切れて、点検のために行った状態で見に行ったら、定期にコヤマ使ったという状況ですが、その前には電源が八王子入った。
1:41:09	の運用を付けましたんで、その時に、藤高下間安定器が増えたんだろうと見ます。
1:41:18	御説明イトウです。増強しました。はい。
1:41:25	うん。私からは以上です。うん。
1:41:30	はい。規制庁西内です。
1:41:33	はい。ここまで今日、ヒアリングで他に確認しておきたい点規制庁からありますでしょうか。
1:41:41	アクセス、細かいところ。
1:41:44	けど、提供なしで書いてあるんですよ。
1:41:47	規制庁西内です。他になければ、今日のヒアリングはここまでですかね。アクセスルートに対して影響ないよう施錠管理がっていう話は補足説明資料上は明確にしておいてもらってもいいですか。
1:41:59	施錠管理することに伴う影響としては、そういったものありませんよっていうことは、
1:42:05	影響なしっていうのは、そもそもアクセスルートに設定されているところで今回施錠管理追加でやるところがありませんっていう意味合いなのか、もしくはあるんだったら、あったとしても、
1:42:18	ちゃんとその施錠管理の時間も含めて大丈夫ですって回答なのかっていう趣旨を明確に記載していただきたいってことですね。すいません。よろしくお願いします。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:25	はい、じゃあちょうど時間になりましたので、全体通してですけども、事業者の方から何かを確認しておきたい点ありますでしょうか。
1:42:35	ちょっと名前なので今日の確認事項はまた事務的にご連絡いただければなと。
1:42:42	よろしいでしょうかね。はい。ウェブ参加のトーン海田 2 発電所の方何かありますでしょうかよろしいですか。
1:42:48	はい。これはございません。
1:42:51	はい。
1:42:52	あと規制庁側全体として何かありますでしょうか。よろしいですか。はい。今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思います。ありがとうございます。どうもありがとうございます。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。